

千葉県特別職報酬等審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県特別職報酬等審議会条例(昭和39年千葉県条例第44号)第8条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか千葉県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の議決により公開しないことができる。

- 一 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。)第8条各号に該当する事項について審議等を行う場合
- 二 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(公開の方法)

- 第3条 審議会の会議の公開は、会場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- 2 傍聴者には、会議資料を提供する。ただし、公開条例第8条各号に該当する事項が掲載されたものを除く。
 - 3 会議を公正・円滑に運営するため、別記のとおり傍聴要領を定める。会長は、これに従わない傍聴者に対し、退場等の必要な措置を講じることができる。

(会議開催の通知)

第4条 審議会の会議を開催するに当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題、傍聴定員、傍聴手続及び問い合わせ先を、県ホームページに掲載する。

(会議録等)

- 第5条 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。
- 2 審議会の会議終了後、事務局は、会議要旨を作成し、県ホームページに掲載するものとする。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

別記

傍 聴 要 領

千葉県特別職報酬等審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻10分前までに、会場受付で住所、氏名等を傍聴人受付名簿に記入し、審議会の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の許可は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。